

委任契約のあらまし

委任 当事者の一方（委任者）が、他方（受任者）に対して法律行為を委託する契約(643) 法律行為以外の委託は「準委任」

◎委任者と受任者の合意で成立する諾成契約

委任者（頼んだ）

- ① **報酬支払義務(648)**
 - ・委任契約は無報酬が原則
 - ・報酬を支払う場合は後払いが原則
- ② **費用償還義務(650)**
 - ・委任処理費用を支払う
 - ・受任者の請求があれば前払いする
- ③ **損害賠償義務(650)**
 - ・受任者が委任事務を処理するにあたって損害を被った場合は、委任者に故意・過失がなくても損害賠償する（無過失責任）

受任者（頼まれた）

- ① **善管注意義務(644)**
 - ・報酬の有無を問わず、善良なる管理者の注意義務を負う。
 - ・自己物と同様の注意義務より重い
- ② **報告義務(645)**
 - ・委任者の求めに応じていつでも処理状況をほうこくする
 - ・委任終了後に遅滞なく報告する
- ③ **受取物の引渡義務(646)**
 - ・処理するにあたって受け取った物や果実があれば委任者に引き渡す
- ④ **自己消費の損害賠償(647)**
 - ・受け取った金銭を消費した場合は遅延利息と損害賠償を行う

契約解除権

- ・信頼関係が崩れた場合には、各当事者はいつでも解約できる(651)
- ・相手方が不利な場合に解約した場合には損害賠償する必要がある。
- ・解約がやむを得ない事由がある場合は損害賠償の必要はない。

委任の終了

- ① 委任者・・・死亡、破産
- ② 受任者・・・死亡、破産、後見開始の審判(653)

委任終了の対抗要件

- ・相手方に通知、または相手方が知っていたとき(655)